

熊谷 JC シニアクラブ会則

(名 称)

第1条 本会は熊谷 JC シニアクラブと称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は公益社団法人熊谷青年会議所事務局内に置く。

(目 的)

第3条 本会は熊谷 JC シニアクラブ会員相互の親睦**及び経済人組織として情報交換やビジネス交流を図り、地域経済に寄与し**、日本 JC シニアクラブとの連繫を保ちつつ共に熊谷青年会議所の活動を後援することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は目的の範囲内について次の事業を行う。

- ① 会員総会、役員会に於いて決定された事項
- ② 熊谷青年会議所より委託された事項
- ③ **その他、目的達成に必要な事項**

(会 員)

第5条 会員は熊谷青年会議所に在籍し制限年齢に達した者で、本会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

(会 費)

第6条 熊谷 JC シニアクラブ会費は年会費 5,000 円とする。但し、入会金として別途 5,000 円を納入するものとする。

- 2 既納の会費は退会の場合もこれを返却しない。
- 3 その他必要により特別会費を徴収し、別途会計とすることができる。

(会員の権利)

第7条 会員は熊谷青年会議所が発行するニュース、会報等の配布を受ける。

- 2 会員は熊谷青年会議所、日本青年会議所**及び日本 JC シニアクラブが主催する行事並びに本会の目的達成に必要なすべての事業**に参加することができる。
- 3 日本青年会議所が発行する新聞、会報等は希望により実費負担にて購読するものとする。

(事 務)

第8条 本会の事務は熊谷青年会議所事務局に委託する。

(定例会)

第9条 本会は毎年1月に会員総会を開催し、8月には会員協議会を開催すると共に、必要に応じて役員会を開催する。

- 2 総会に於いては役員を選任、解任および本会則の設定変更を行う。
- 3 役員会に於いては、総会に提出すべき事項、総会から委託された事項、その他必要な事項を審議処理する。

(経 費)

第 10 条 本会の運営に必要な経費は熊谷 JC シニアクラブに納入する会費をもってこれに充てることを原則とする。

2 会合に要する経費はその都度徴収するものとする。

(役 員)

第 11 条 本会に次の役員を置く。

- ① 会 長
- ② 副会長 2名
- ③ 世話人 若干名
- ④ 顧 問 若干名
- ⑤ 監 事 若干名

(役員を選出)

第 12 条 **会長以外の役員は役員会の推薦により**会員総会に於いて選出する。

2 **会長**は世話人の互選により選出する。

(役員の仕事)

第 13 条 **会長**は会員総会、会員協議会ならびに役員会を召集し、且つ熊谷青年会議所との連絡の任にあたる。

(役員の仕事)

第 14 条 役員の仕事は 1 年とし重任を防げない。

(事業年度)

第 15 条 本会の事業年度は 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

附 則

本会則は昭和 51 年 1 月 14 日より施行する。

改 定

昭和 52 年 1 月 12 日 第 11 条 世話人「10 名以内」より「若干名」に変更。

昭和 57 年 1 月 18 日 第 6 条に第 3 項を追加。

平成 5 年 1 月 14 日 第 6 条を変更。

平成 28 年 1 月 16 日 会名称変更、会名変更により各条項の表記を変更、
第 11 条①会長②副会長④顧問を追加、役員の追加により
各条項の世話人会の表記を役員会に変更。

令和 3 年 1 月 15 日 第 3 条を変更。第 4 条③を追加。第 7 条の第 2 項を変更。

第 11 条の③世話人代表を削除、⑤監事を追加。

第 12 条の会長以外の役員は役員会の推薦により、を追加。

但し世話人については 40 歳代の者がこれに当たることを原則とする、
を削除。世話人代表を会長に変更。

第 13 条の世話人代表を会長に変更。

熊谷 JC シニアクラブ慶弔規定

第 1 条 会員の慶弔に際して次の規定により慶弔費を贈る。

- ① 会員死亡 香典 20,000 円と花輪
- ② 会員夫人死亡 香典 10,000 円と花輪
- ③ 会員両親及び子女の死亡 香典 10,000 円と花輪

第 2 条 会員が満年齢で 50 才、60 才、70 才、80 才、90 才に達した時は、記念品を贈りこれを祝する。

第 3 条 第 1 条および第 2 条の対応は、熊谷 JC シニアクラブの会費納入者に限る。

第 4 条 その他必要な事項は世話人会で定める。

附 則

本会則は昭和 57 年 1 月 18 日より施行する。

改 定

平成 19 年 1 月 16 日 第 1 条を改正

平成 21 年 1 月 16 日 第 3 条を改正 第 4 条を追加

平成 28 年 1 月 16 日 会則変更の会名変更により、表記を変更。

アテンダンスに関する細則

第1条 本細則は、本会議所の例会等を補完するアテンダンス制度について規定するものである。

第2条 アテンダンスをした者は、アテンダンスをした例会及び会合等のアテンダンスカード及び報告書を専務理事に提出しなければならない。

第3条 次の例会及び会合等に出席した場合、アテンダンスを認める。

- ① 他の青年会議所の例会及び国際青年会議所、日本青年会議所、地区協議会及びブロック協議会でアテンダンスを認めた会合に出席した場合。
- ② 理事長が認めた会合に出席した場合。

第4条 アテンダンスとして例会等に出席した評価の方法は次のように行う。

$$\frac{\text{アテンダンスによる出席数}}{\text{本会議所例会等の欠席数}}$$

附 則

本細則は、平成12年6月3日から施工する。